

**複合災害下での
原子力防災における避難の課題と対応
に関する研究小委員会
技術資料の構成案**

令和7年2月16日

技術資料のとりまとめ基本方針

- **小委員会の活動方針**：作成する技術文書は，従来の防災計画の形式である手順書ではなく，**実施すべき事項の背景，目的とその根拠などを基本的な対応の考え方と解説**として示し，手順書に基づく**対応の組織，および組織間の運用を合理的かつ柔軟に実施するためのもの**とする。

■技術資料の作成方針：

- 「防災基本計画(中央防災会議)」の見直しに資する技術資料の作成する。
- 「第1編 総則，第2編 各災害に共通する対策編，第12編 原子力災害対策編(2章11節自然災害及び原子力災害の複合災害への対応)」における自然災害及び原子力災害の複合災害への対応についての基本的な考え方と解説を述べる
- 各編の基本構成である周到かつ十分な災害予防 /迅速かつ円滑な災害応急対策 /適切かつ速やかな災害復旧・復興に分けず共通の考え方を示す。
- 技術資料のタイトル案：自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 - 避難への対応の考え方と解説-

技術資料の基本構成案

小委員会 技術資料

避難への対応の考え方と解説

WGにより抽出された課題

■ 今後の方策を纏める上での前提となる考え方

- 複合防災関連の基規準類の「手続き」から「解説」への転換
- ALARAの適用の考え方

■ 防災/避難計画の策定における基本方針

- 複合防災における一般防災との連携
- 深層防護における4層と5層の一元化(住民との対話も含む)

■ 避難に関する見直し事項

- 複合防災における緊急事態区分と防護措置・判断基準間の連関の検討
- 地震・津波下での2段階避難(PAZ,UPZ)の検討
- 屋内退避の確保
- 遠方避難の適正な距離の基準設定
- 避難経路の確保(陸路・海路・空路関連のインフラの整備等)

■ 複合災害時の原子力防災対策に関する情報共有と対話の有り方

- 平時のリスクコミュニケーション
- 避難に対する住民との双方向対話



■ 基本事項

- 2011年福島第一原子力発電所の被害/能登半島地震の被害に学ぶ(災害関連死、ALARAの適用の考え方、原子力規制・防災にリスクベネフィットの考え方、複合防災避難に係る被爆基準の考え方、日本の省庁にアカウンタビリティの考え方)
- 原子力複合防災に対する国民(産業界含む)の認識への対応の考え方

■ 防災知識の普及と情報提供活動について

- 原子力複合防災における中長期的な取り組み
- 平時のリスクコミュニケーション
- 避難・避難解除に係る住民(メディア含む)との双方向対話

■ 対応の体制の確立について

- 複合防災における一般防災の一元化(防災庁の役割,自衛隊の役割等)
- 深層防護における4層と5層の一元化
- 緊急時科学的助言組織の設置

■ 避難、屋内退避、避難解除等の防護について

- 地震・津波下での2段階避難(PAZ,UPZ)の検討
- 屋内退避の確保
- 遠方避難の適正な距離の基準設定
- 避難経路の確保(陸路・海路・空路関連のインフラの整備等)
- 避難解除に係る検討

自然災害及び原子力災害の複合災害への対応 -避難への対応の考え方と解説-

➤まえがき

■1.はじめに

■2.基本事項:考え方の明示、防護の最適化を基本

■3.防災知識の普及と情報提供活動について

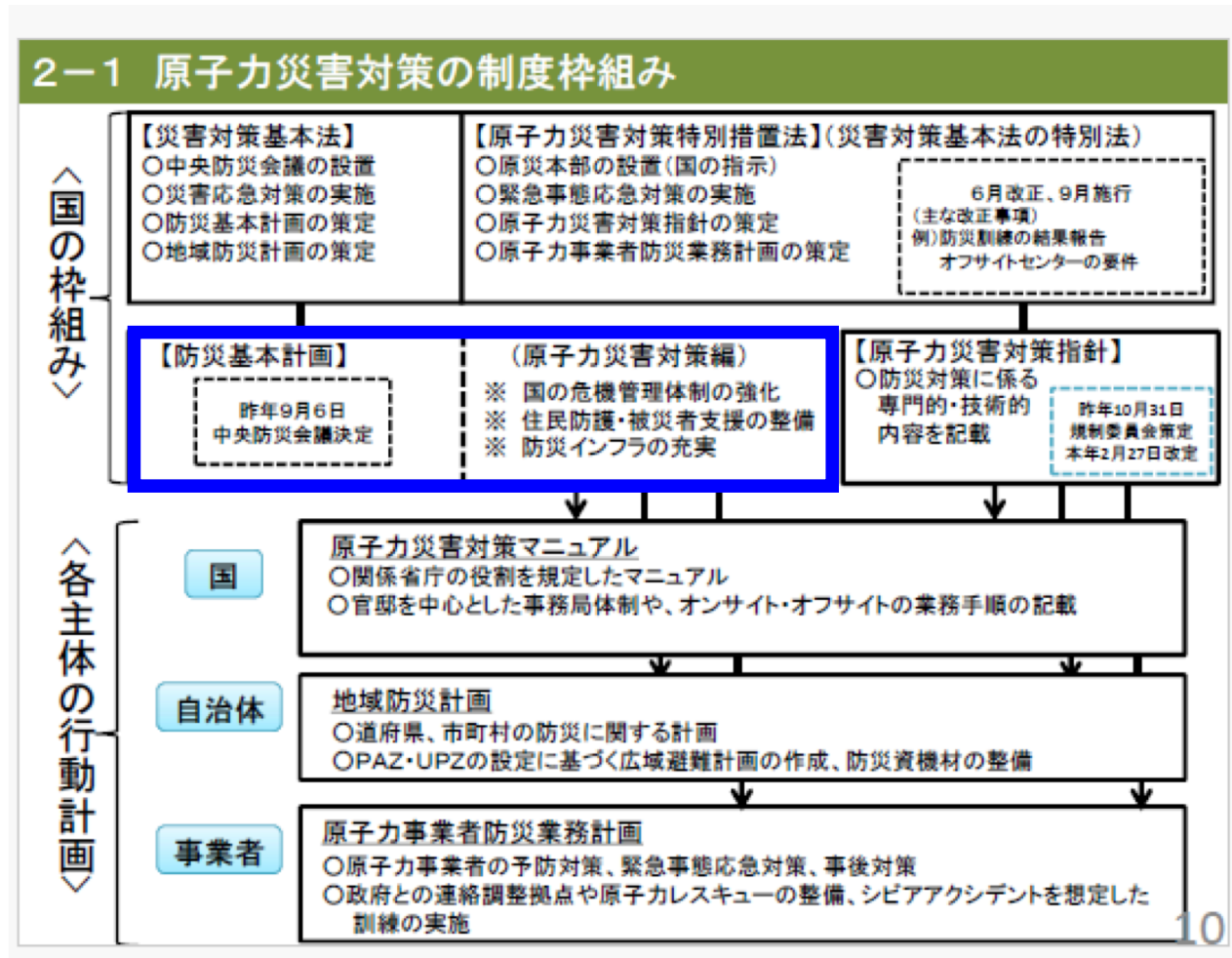
■4.対応の体制の確立について

■5.避難、屋内退避等の防護について

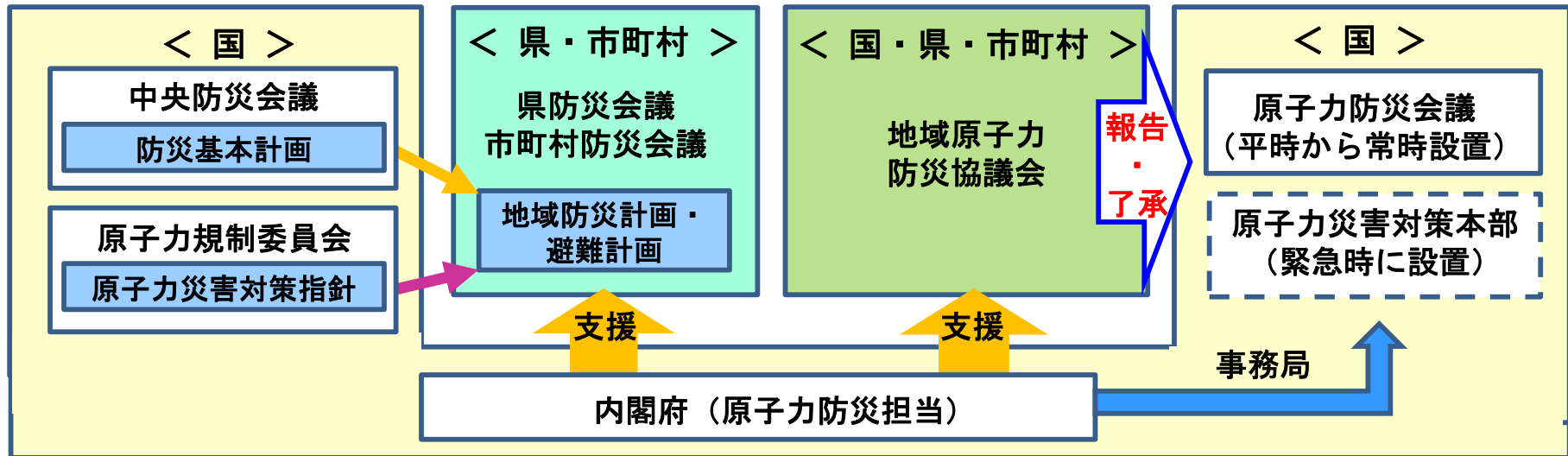
➤付属資料

- 1 「原子力防災の現状分析と土木分野の果たす役割の整理分析」WGが示した論点・課題の概要
- 2 「複合災害下での原子力防災における避難の課題と対応に関する研究小委員会」の活動概要
- 3 複合災害への対応 ワークショップとシンポジウムの概要
- (4 PAGの考え方)

参考資料1-1 原子力災害対策の制度枠組み



参考資料1-2 原子力防災における関連機関の係り



参考資料2-1 防災基本計画 第1編総則(R7版)

■第2章 防災の基本理念及び施策の概要

- 周到かつ十分な**災害予防** / 迅速かつ円滑な**災害応急対策** / 適切かつ速やかな**災害復旧・復興**

■第3章 防災をめぐる社会構造の変化と対応

■第4章 防災計画の効果的推進等

■第3節 防災計画以外の計画との整合性の確保等

- 2 個別法に基づく**防災業務計画及び地域防災計画への記載事項**

- (3) **地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項**

- **原子力災害対策の専門的・技術的事項については、原子力災害対策特別措置法の規定により、国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。**

- **専門的・技術的事項 ⇒ 放射線防護に関する事項?**

■第5章 防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項

- 8 **原子力災害対策の充実に関する事項**

- **原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な**確定的影響を回避し又は最小化**するため、及び**確率的影響のリスクを低減**するための防護措置を確実に行うこと。**

参考資料2-2 防災基本計画 第12編 原子力災害対策編

第2章災害応急対策 第11節 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応(R7版)

- ○国は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合、自然災害に対応する政府本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集、意思決定、指示・調整を一元化するものとする。
- ○国は、政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう、両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は、情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員を派遣するものとする。あわせて、両本部が保有する情報収集システム（新総合防災情報システム（SOBO-WE B）、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し、情報共有を行うものとする。また、個別の地域の状況を踏まえ、両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため、相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。
- ○原子力災害対策本部は、地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合、政府本部に要請し、政府本部において、輸送に関する調整を一元的に行うものとする。
- ○政府本部は、指定避難所等の被災者に対する通常の支援（物資供給、指定避難所の環境整備、健康管理支援等）について、自然災害による避難者、原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は、政府本部と緊密な連携をとりつつ、避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等に係る連絡調整を行うものとする。また、その他放射線に係る健康管理・相談等の原子力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。
- ○政府本部は、実動組織（警察機関、消防機関、海上保安部署、自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は、実動組織の協力が必要と判断される場合、政府本部に要請するものとする。第1節 原子力緊急事態解除宣言等
- ○原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護対策に準じて、自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材、労働安全等）を立案し、政府本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部は、当該助言等を実施するため、政府本部に職員を併任させるものとする。政府本部は、原子力災害対策本部の助言等を踏まえ、防災業務関係者に対し、必要な指示を行うものとする。
- ○自然災害の発生により政府本部が設置され、原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても、上記に準じて一体的な対応を行うものとする。

参考資料3 成果報告書の作成等と標準化に関わる運営内規

(成果報告書の区分)

第2条 委員会または小委員会の成果報告書は、規格、指針、技術資料およびその他文書として公表する。規格、指針、技術資料およびその他文書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規格は、性能規定化された要求事項及び同要求事項を達成するうえでの解説等を含む技術文書とする。規格は、審議プロセスの公平、公正、公開の原則の下、作成する。
- (2) 指針は、性能規定化された要求事項を達成するうえでの解説とそれに必要な技術などを詳細に示した資料などを含む技術文書とする。指針は、審議プロセスの公平、公正、公開の原則の下、作成する。
- (3) 技術資料は、対象とする技術的課題に関する技術の現状、それに対する新たな考え方と検討事例等を体系的にとりまとめた技術文書とする。技術資料は、審議プロセスの公平、公正、公開の原則の下、作成する。
- (4) その他文書は、規格、指針、技術資料以外の技術文書であり、対象とする技術的課題に関する調査、又は実験などの分析、新たな技術をとりまとめた技術文書とする*2。その他文書は、公開の原則の下、作成する。